

# なす社協だより



社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で生活にお困りの方へ特例貸付を実施しています。  
また、以前に緊急小口資金を借入した方は、総合支援資金の申請が可能です。  
詳細につきましては、下記担当係までお問い合わせください。

## 1 緊急小口資金

### ■ 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

### ■ 貸付上限額

原則10万円以内  
※ 資金の貸付需要がある場合は20万円以内

■ 据置期間 1年以内

### ■ 償還期限

据置期間経過後2年以内  
※ 償還期限を過ぎた場合、年 3.0%の延滞利子が発生します。

■ 貸付利子・保証人 無利子・不要

## 2 総合支援資金

### ■ 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

### ■ 貸付上限額

・ (2人以上の世帯) 月20万円以内  
・ (単身世帯) 月15万円以内  
貸付期間：原則3月以内  
※ 1回限り延長申請可能(条件有り)

■ 据置期間 1年以内

### ■ 償還期限

据置期間経過後10年以内  
※ 償還期限を過ぎた場合、年 3.0%の延滞利子が発生します。

■ 貸付利子・保証人 無利子・不要

## 1 2 共通

### ■ 必要書類

- ・ 本人の氏名・住所が確認できる書類 (原則として健康保険証。運転免許証等顔写真が貼付された証明書でも可)
- ・ 世帯全員の住民票 (マイナンバー記載不要、続柄記載、発行後3か月以内、コピー不可)
- ・ 収入が減少したことが分かる書類 (給与明細や出納帳等)
- ・ 資金の振込先を確認できるもの (通帳またはキャッシュカード)
- ・ 印鑑 (銀行印)

### ■ 留意事項

- ・ 世帯単位での貸付となります。
- ・ 市町社会福祉協議会で申込を受け付けた後、栃木県社会福祉協議会で審査を行いますので、審査の結果、貸付できない場合もあります。
- ・ お申込みの受付から貸付の実施まで、緊急小口資金は1週間程度、総合支援資金は3～4週間程度かかります。あらかじめご了承ください。
- ・ 反社会的勢力 (暴力団等)、生活保護受給世帯は貸付の対象外となります。

※借受人の申請により、栃木県社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めるときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

受付期限

**令和3年3月31日(水)まで**

お問合せ先

地域福祉係  
電話 0287-72-5133

※混雑が予想されますので、電話で事前予約をお願いします。 ※土曜、日曜、祝日は除く

受付時間8:30～17:15  
(相談時間 9:00～16:00)

那須町社協では、

# ふれあい見守り活動

を推進しています。

新型コロナウイルスが猛威を振るい、集いの場や友達との交流が制限され、「人と人との繋がり」が希薄となる厳しい状況が続いています。

こんな状況であるからこそ、この町に住む皆さんが、「安心して」「健康に」暮らし続けることができるよう、住民のちょっとした心づかいで、気軽にできる見守り活動を行ってみませんか？



## 見守り活動ってどんなこと？

- 日常生活の関わりの中で、ご近所の方を気にかけて、無理なく見守りましょう！
- 直接会えなくても家族や親しい友人には、電話やメールをしましょう！
- 災害が起きた時には、逃げ遅れがないよう、ご近所の方にも声かけをしましょう！



## 活動のポイント！

1. 洗濯物が干しっぱなし、電気が点かないなどいつもと違う様子がみられるなど
2. カーテンや雨戸がずっと開いたままになっていたり、閉まったままになっているなど



心配なこと、気になったこと、あれ?と思うときは、下記までご連絡ください。

### 社会福祉法人 那須町社会福祉協議会

住 所 栃木県那須郡那須町大字寺子乙2566-1 ゆめプラザ・那須内

電 話 0287-72-5133 FAX 0287-72-0416 ホームページ <http://www.nasu-shakyo.jp/>

